

平成29年度

第1回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会

資料

P 1 鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会

委員名簿

P 2 鹿島市公共交通会議設置要綱

P 5 鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

【報告事項】

P 8 地域公共交通活性事業に係る年表

P 11 市内循環バス平均乗車数の推移

P 12 高津原のりあいタクシー平均乗車数の推移

P 13 市内循環バス委託料の推移

P 14 高津原のりあいタクシー委託料の推移

P 15 鹿島市の公共交通に関するアンケート調査（満足度調査）結果

【協議事項】

P 24 市内公共交通路線再編（案）

P 27 生活交通確保維持改善計画（案）

P 34 平成30年度事業計画（案）及び予算（案）

P 36 市内公共交通共通回数券及び乗継割引（案）

P 38 市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施（案）

（別添資料）

別冊資料 鹿島市地域公共交通網形成計画

別添資料 市内循環バス及び高津原のりあいタクシー時刻表

参考資料 市内交通路線再編資料（旧路線・時刻・運賃表）

別添P 1～ 市内交通路線再編資料（新路線・時刻・運賃表）

別添P 26～ 市内循環バス及び高津原のりあいタクシー（新路線・時刻表）

別添P 28～ 予約型のりあいタクシー運行計画

平成29年8月8日

鹿島市地域公共交通会議委員
鹿島市地域公共交通活性化協議会委員

(平成29年度)(任期:H28~H29)

No.	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
1	鹿島市長又はその指名する職員	鹿島市長	樋口 久俊	会長
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	祐徳バス(株)代表取締役社長	松尾 文敏	
3	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者	(有)再耕庵タクシー総務課長	山本 浩二	
4	社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者	専務理事	江上 康男	
5	鹿島市区長会の代表者	市区長会副会長 (鹿島地区会長)	力田 賢次	副会長
6	鹿島市老人クラブ連合会の代表者	会長	高松 昭三	
7	鹿島市PTA連合会の代表者	鹿島市PTA連合会理事	竹谷 達成	
8	市内小中学校代表者	古枝小校長	森山 宗治	
9	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者	祐徳バス(株)運転者	山上 利宏	
10	九州運輸局佐賀運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	江頭 賢一	協議会委員
		首席運輸企画専門官 (企画輸送・監査担当)	大坪 久晃	交通会議委員
		運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	永松 大佐	アドバイザー
11	佐賀県の担当職員	佐賀県地域交流部 さが創生推進課副課長	藤崎 広子	
12	佐賀県杵藤土木事務所の職員	管理課長	山口 善寛	
13	鹿島警察署の職員	交通課長	村田 義弘	
14	鹿島商工会議所	専務理事	中川 宏	監事
15	鹿島市都市建設課	都市建設課長	岩下 善孝	監事
16	JR九州株式会社	佐賀鉄道部 企画課長	安田 純哉	

事務局

	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
	鹿島市総務部	部長	有森 弘茂	
	鹿島市総務部	理事	納塚 真琴	
	鹿島市企画財政課	課長	土井 正昭	
	鹿島市企画財政課	参事	川原 逸生	
	鹿島市企画財政課	課長補佐	峰松 健二	
	鹿島市企画財政課企画係	企画係長	田中 美穂	
	鹿島市企画財政課企画係	職員	宮崎 刚史	
	鹿島市企画財政課企画係	職員	柴田 智典	

鹿島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、鹿島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通ネットワーク計画に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 市長が指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者
- (5) 鹿島市区長会の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (9) 佐賀県の担当課の職員
- (10) 佐賀県鹿島土木事務所の職員

(11) 鹿島警察署の職員

(12) 前各号に掲げる者のか市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長又はその指名する者とする。

3 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を總理し、交通会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聞くこと又は資料の提供を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

6 委員が会議を欠席する場合、その代理の者が交通会議に出席できるものとし、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の運営を円滑に行うため、交通会議に事務局を置く。

2 交通会議の業務は、鹿島市企画財政課において処理する。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第10号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、鹿島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、鹿島市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって組織する。

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鹿島市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選によりこれを定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開する。

6 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聞くこと又は資料の提供を求めることができる。

7 委員は、会議を欠席する時は、代理の者を出席させることができるることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

8 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が整った事項について、協議会の委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鹿島市総務部企画財政課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の收支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるものほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の規定により、最初の委員となった者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号	鹿島市長
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	佐賀県杵藤土木事務所
	鹿島市
法第6条第2項第3号	鹿島警察署
	住民利用者
	学識経験者
	商工会議所
	公共交通事業の運転手

報告 1

◎地域公共交通活性事業に係る年表

年 月	内 容	備 考
H 2 0. 5月	鹿島市地域公共交通会議（道路運送法）の設置	
H 2 1. 3月	鹿島市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の設置	
H 2 2. 3月	鹿島市地域公共交通総合連携計画の策定 ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 2. 10月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー実証運行開始 ※トリガー制度によりH 2 5年3月まで ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 3. 4月	地域公共交通確保維持改善事業が制定 ※事業年度が10月～9月に変更 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、H 2 4年3月まで経過処置対応	
H 2 3. 4月	市内循環バス ※運行内容を変更：12時⇒8時	
H 2 3. 10月	市内循環バス ※路線変更：「よらんね」撤去 「執行分」「西部中前」新設 ※回数券の発行 のりあいタクシー ※路線変更：2路線を1路線に統合 高校線を新設（5便→6便） ※運賃改定：高校生以下300円⇒100円 ※回数券の発行	
H 2 4. 4月	地域公共交通確保維持改善事業を利用して、市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行を継続	
H 2 4. 7月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 5年9月まで継続	
H 2 5. 6月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 6年9月まで継続	
H 2 5. 10月	市内循環バス ※辻宿・農協前まで延長 ※ララベル内への乗り入れ開始 高津原のりあいタクシー ※ジャンボタクシーから小型タクシーへ変更 ※往路2便、復路1便を増便 ※フリー降車区間を設ける 往路 別府整形外科～鹿島駅前 復路 鶴ノ巣～かんらん	

年 月	内 容	備 考
H26. 4月	市内循環バス ※ピオ・納富病院前バス停廃止	
H26. 6月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH27年9月まで継続 ただし、高津原のりあいタクシーについては、乗車数により廃止を視野におく。	
H26. 10月	市内循環バス ※ラッピングをかし丸くんへリニューアル (9月9日完成、9月10日運行開始) 高津原のりあいタクシー ※高校線廃止 9便→8便 ※運行時刻変更	
H27. 6月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH29年3月まで継続 ※公共交通網形成計画を策定するまで現行のまま運行する。	
H27. 10月	平成28年度事業計画承認 公共交通網形成計画策定を承認	
H27. 11月	地域公共交通確保維持改善事業 地域公共交通調査事業（計画策定事業）補助要望	
H28. 3月	地域公共交通調査事業（計画策定事業）内示 鹿島市公共交通網形成計画策定業務プロポーザル選定委員会設置を承認 公共交通利用促進のための映像完成（さが段階チャレンジ交付金を活用）	
H28. 5月	鹿島市公共交通網形成計画策定業務プロポーザル選定委員会により、計画策定業務委託業者を選定	
H28. 6月～	鹿島市公共交通網形成計画策定業務開始	
H28. 6月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH29年9月まで継続※補助対象事業年度：10月～翌年9月	
H28. 8月	公共交通に関する市民アンケートの実施 ※2,000人対象	
H28. 9月	交通事業者、観光協会へのヒアリングの実施	
H28. 10月	交通空白地域の民生委員との座談会の実施	
H28. 11月	高津原区とのヒアリングの実施	
H28. 11月	区長代表者会でのアンケート結果の説明	

年 月	内 容	備 考
H 2 8 . 1 2 月	鹿島市地域公共交通網形成計画素案の策定	
H 2 8 . 1 2 月	鹿島市議会全員協議会 ※パブリックコメントに向けて	
H 2 9 . 1 月	鹿島市地域公共交通網形成計画素案の決定	
H 2 9 . 2 月	鹿島市地域公共交通網形成計画パブリックコメントの実施	
H 2 9 . 3 月	鹿島市地域公共交通網形成計画の完成	
H 2 9 . 4 月～	鹿島市地域公共交通網形成計画に基づく事業実施及び周知 (市報・H P・概要版の市内回覧・出前講座)	
H 2 9 . 4 月 ～5月	公共交通に関する市民アンケート(満足度調査)の実施 ※1,000人対象	
H 2 9 . 4 月～	市内交通路線再編に係る地元説明会の実施 (各地区区長会・市内校長会など)	

☆地域公共交通確保維持改善事業の事業年度

H 2 3 年度 : H 2 3 年 4 月～H 2 4 年 3 月 ※経過処置

H 2 4 年度 : H 2 4 年 4 月～H 2 4 年 9 月

H 2 5 年度 : H 2 4 年 10 月～H 2 5 年 9 月

H 2 6 年度 : H 2 5 年 10 月～H 2 6 年 9 月

H 2 7 年度 : H 2 6 年 10 月～H 2 7 年 9 月

H 2 8 年度 : H 2 7 年 10 月～H 2 8 年 9 月

H 2 9 年度 : H 2 8 年 10 月～H 2 9 年 9 月

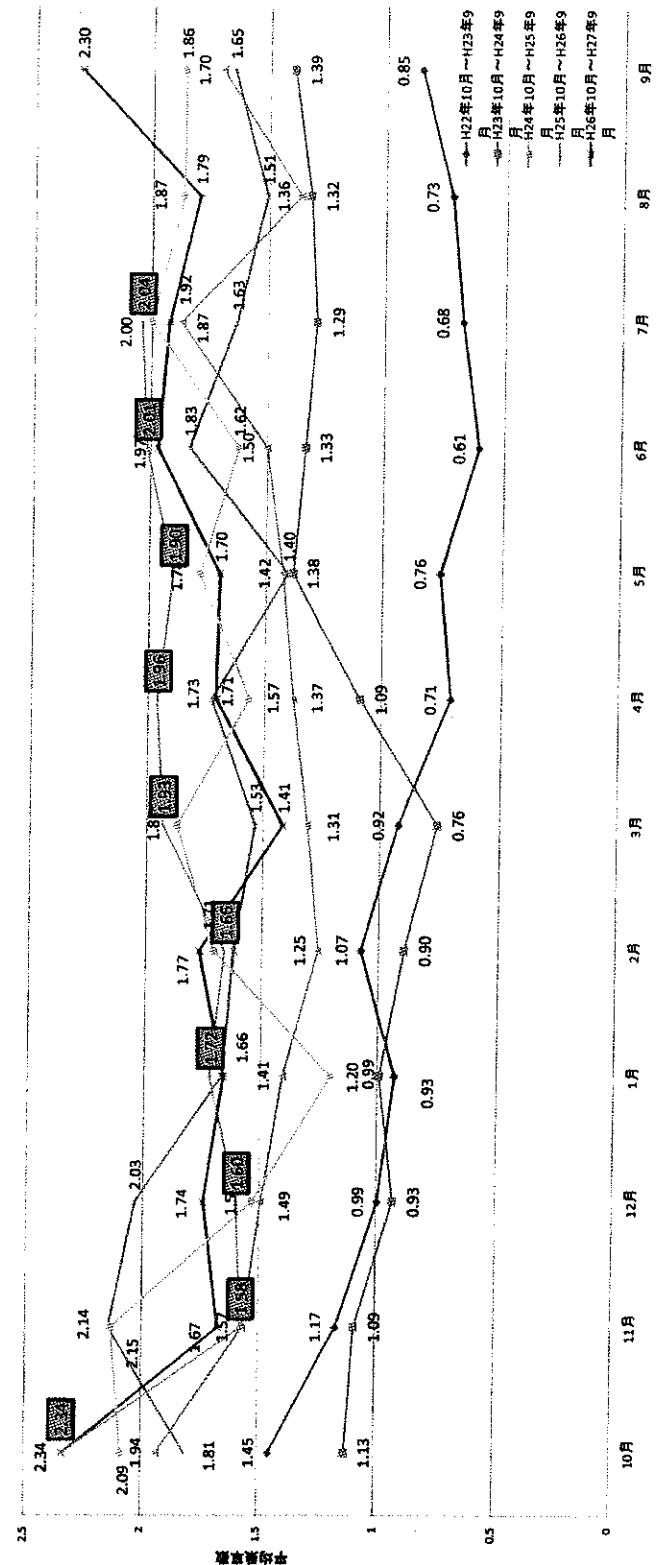
H 3 0 年度 : H 2 9 年 10 月～H 3 0 年 9 月

平均乗車数の推移（同月対比）／市内循環バス

2017年8月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度 (H22.10～ H23.9)	乗車数 1便約15乗車数	218	168	149	128	144	107	105	95	102	117	123	123	1,604
H24年度 (H23.10～ H24.9)	乗車数 1便約15乗車数	145	117	99	93	107	92	71	76	61	68	73	85	91
H25年度 (H24.10～ H25.9)	乗車数 1便約15乗車数	169	157	140	137	129	119	157	199	208	193	212	192	2,012
H26年度 (H25.10～ H26.9)	乗車数 1便約15乗車数	13	109	93	99	90	76	109	138	133	129	132	139	1,13
H27年度 (H26.10～ H27.9)	乗車数 1便約15乗車数	302	226	215	194	173	196	206	205	225	292	220	235	2,689
H28年度 (H27.10～ H28.9)	乗車数 1便約15乗車数	194	157	149	141	125	131	137	142	150	187	136	170	1,52
H29年度 (H28.10～ H29.9)	乗車数 1便約15乗車数	283	309	293	230	224	230	259	202	275	255	235	238	3,033
H30年度 (H29.10～ H30.9)	乗車数 1便約15乗車数	181	215	203	167	162	153	173	140	183	163	151	165	1,71
H31年度 (H30.10～ H31.9)	乗車数 1便約15乗車数	365	241	261	229	244	212	212	256	234	307	300	280	3,18
H32年度 (H31.10～ H32.9)	乗車数 1便約15乗車数	234	167	174	186	177	141	171	170	197	192	179	230	1,83
H33年度 (H32.10～ H33.9)	乗車数 1便約15乗車数	326	295	230	165	246	292	235	246	253	300	291	268	3,147
H34年度 (H33.10～ H34.9)	乗車数 1便約15乗車数	209	214	153	120	171	187	157	178	162	200	187	186	1,77
H35年度 (H34.10～ H35.9)	乗車数 1便約15乗車数	351	227	240	237	229	301	282	273	314	306	201	204	2,760
全 体	乗車数	18,492												1,53

1便当たり平均乗車数の推移(同月対比)／市内循環バス



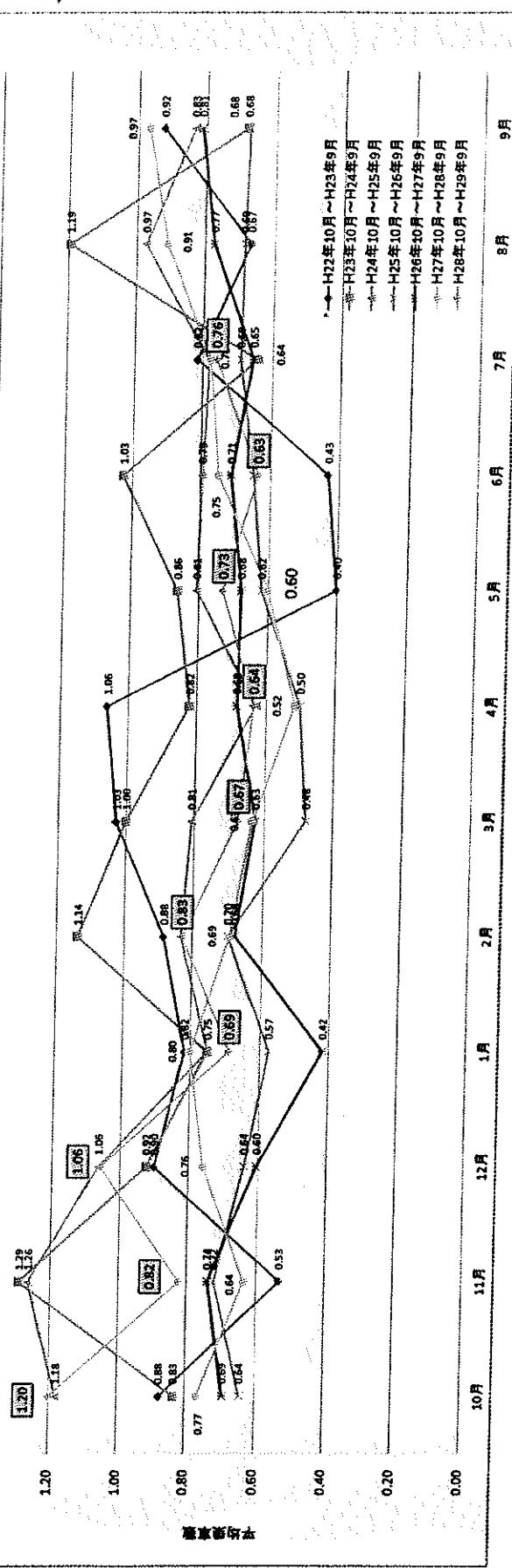
平均乗車数の推移（同月対比）／高津原のりあいタクシー（H22年10月運行開始）

2017年8月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度 H22.10～ H23.9	利用者数 乗用車両数	57	32	54	49	53	72	69	22	28	53	40	60	589
H24年度 H23.10～ H24.9	利用者数 乗用車両数	0.88	0.53	0.90	0.82	0.88	1.03	1.06	0.40	0.43	0.82	0.67	0.92	0.78
H25年度 H24.10～ H25.9	利用者数 乗用車両数	65	93	72	54	75	78	59	62	80	50	86	49	823
H26年度 H25.10～ H26.9	利用者数 乗用車両数	0.83	129	0.92	0.75	1.14	1.00	0.82	0.86	1.03	0.64	1.19	0.68	0.93
H27年度 H26.10～ H27.9	利用者数 乗用車両数	92	91	83	54	60	63	49	58	62	61	70	60	803
H28年度 H27.10～ H28.9	利用者数 乗用車両数	81	78	69	62	69	56	54	67	70	87	74	73	840
H29年度 H28.10～ H29.9	利用者数 乗用車両数	0.64	0.72	0.64	0.57	0.70	0.48	0.50	0.62	0.65	0.69	0.69	0.68	0.63
全 体	利用者数 乗用車両数	5.519	0.78											

140

1便当たり平均乗車数の推移(同月対比)／のりあいタクシー



市内循環バスの委託料推移(同月対比)

循環バス	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度	321,657	308,791	321,657	295,924	334,523	321,657	295,924	334,523	321,657	321,657	321,657	321,657	3,795,552
H24年度	327,063	313,980	327,063	300,898	313,980	340,146	313,980	340,146	327,063	340,146	350,687	300,898	3,869,885
H25年度	340,146	313,980	313,980	300,898	300,898	327,063	313,980	327,063	340,146	353,228	353,228	300,898	3,859,343
運行経費	376,690	347,714	347,714	333,226	333,226	362,202	361,394	346,938	361,394	375,849	375,849	346,215	4,268,410
H26年度	375,849	332,482	361,393	332,482	332,482	361,394	361,394	332,482	375,849	375,849	375,849	325,272	4,242,777
H27年度	375,849	332,482	361,393	332,482	346,938	375,849	361,394	332,482	375,849	361,393	375,849	346,938	4,278,898
H28年度	361,394	346,938	361,394	332,482	332,482	375,849	346,938	346,938	361,393	375,849	375,849	346,938	4,264,444
H29年度	41,390	34,270	24,300	22,510	25,850	24,770	21,600	20,600	18,900	20,100	20,100	20,100	294,490
H23年度	36,500	33,000	35,700	24,100	26,600	18,600	27,900	38,600	35,700	37,800	39,700	35,500	389,700
H24年度	42,800	47,100	38,000	32,800	35,200	37,300	40,400	40,300	47,100	54,100	49,300	44,000	499,400
運賃収入	56,400	37,800	51,900	43,600	48,400	43,600	50,600	36,400	58,800	49,600	35,800	51,900	564,800
H26年度	74,600	52,900	45,200	41,900	43,400	44,900	52,300	42,600	54,600	56,400	53,500	58,200	620,500
H27年度	62,000	57,300	38,700	30,100	42,700	58,300	44,300	43,800	44,500	50,600	49,200	50,900	572,400
H28年度	58,700	32,200	31,600	34,500	31,700	44,500	44,400	42,200	49,500	49,700	40,000	40,000	499,000
H29年度													0
H23年度													0
H24年度													0
H25年度													758,000
国庫補助													平成24年度分
H26年度													1,511,000
H27年度													平成25年度分
H28年度													1,626,000
H29年度													平成26年度分
													1,484,000
													平成27年度分
													1,578,000
													平成28年度分
													※H29.3歳入
委託料													3,501,062
H24年度	280,563	280,980	291,363	276,798	287,380	321,546	286,080	275,380	304,446	289,263	310,987	265,398	3,480,185
H25年度	297,346	266,880	275,980	268,098	265,698	289,763	286,663	273,680	279,963	286,046	312,928	256,898	2,601,943
H26年度	320,290	309,914	295,814	289,626	284,826	318,602	310,794	310,538	302,564	326,249	340,049	294,315	2,192,610
H27年度	301,249	279,582	316,193	290,582	289,094	316,494	309,094	289,882	321,249	319,449	322,349	267,072	1,996,277
H28年度	313,849	275,182	322,693	302,382	304,238	317,549	317,094	288,682	331,349	310,793	326,649	296,038	2,222,498
H29年度	302,694	314,738	329,794	297,982	300,782	331,349	302,538	304,738	326,349	311,693	335,849	306,938	2,187,444

高津原のりあいタクシーの委託料推移(同月対比)

高津原のりあいタクシー		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	
H23年度	162,500	150,000	150,000	150,000	150,000	175,000	162,500	137,500	162,500	162,500	162,500	162,500	162,500	1,887,500	
H24年度	162,500	150,620	163,120	150,000	138,120	162,500	150,000	150,000	162,500	162,500	151,860	150,000	150,000	1,853,720	
H25年度	162,500	150,000	162,500	150,000	150,000	162,500	162,500	150,000	162,500	162,500	150,620	150,000	150,000	1,875,620	
運行経費	H26年度	154,000	133,340	132,000	132,000	121,000	143,000	132,000	132,000	132,000	132,000	154,000	132,000	132,000	1,629,340
H27年度	143,000	143,000	132,800	132,000	132,000	132,000	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000	1,628,800	
H28年度	154,000	121,000	143,000	132,000	121,000	154,000	143,000	121,000	143,000	143,000	121,000	143,000	121,000	1,628,000	
H29年度	145,380	132,000	143,000	132,000	122,360	143,000	132,000	132,000	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000	1,642,740	
														※見込み	
運賃収入	H23年度	17,100	9,600	16,200	14,700	15,900	21,600	20,700	6,600	8,400	15,900	15,900	15,900	178,500	
H24年度	35,400	26,700	13,800	8,300	16,900	13,900	24,000	13,300	13,200	16,100	15,000	9,700	206,300	※回数券の販売収入を含む	
H25年度	28,600	23,900	19,200	11,900	15,300	12,200	15,200	9,400	13,700	19,200	16,000	13,400	198,000	※回数券の販売収入を含む	
H26年度	30,700	20,400	20,500	11,100	16,800	15,700	11,600	22,400	21,600	14,800	19,400	19,400	19,700	224,700	
H27年度	18,300	27,100	11,200	9,500	12,300	24,500	19,200	21,200	19,200	14,300	19,600	18,800	18,800	215,200	
H28年度	29,100	12,000	23,600	16,400	21,600	16,300	17,900	17,400	21,400	17,900	22,600	22,600	22,600	243,500	
H29年度	37,800	21,400	27,000	17,700	30,900	12,000	7,700	25,600	16,800	18,500	20,000	20,000	20,000	255,400	
														※見込み	
国庫補助	H23年度													0	
H24年度														0	
H25年度														183,000	
H26年度														平成24年度分	
H27年度														372,000	
H28年度														平成25年度分	
H29年度														562,000	
														平成26年度分	
														1,159,000	
														平成27年度分	
委託料	H23年度	145,400	140,400	133,800	135,300	134,100	153,400	141,800	130,900	154,100	146,600	146,600	146,600	1,198,000	
H24年度	127,100	123,920	149,320	141,700	121,220	148,600	126,000	136,700	149,300	146,400	136,860	140,300	140,300	1,647,420	
H25年度	133,900	126,100	143,350	138,100	134,700	150,300	147,300	140,600	148,800	143,300	134,620	136,600	136,600	1,494,620	
H26年度	123,300	112,940	111,500	120,900	104,200	127,300	120,400	109,600	110,400	139,200	112,600	112,600	112,600	1,494,620	
H27年度	124,700	115,900	121,600	122,500	119,700	107,500	123,800	110,800	128,700	101,400	113,200	113,200	113,200	1,032,640	
H28年度	124,900	109,000	119,400	115,600	99,400	137,700	125,100	103,600	121,600	98,400	104,700	104,700	104,700	851,600	
H29年度	107,580	110,600	116,000	114,300	91,460	131,000	124,300	106,400	126,200	124,500	123,000	123,000	123,000	225,500	
														平成28年度分	
														189,340	
														※見込み	

「鹿島市の公共交通に関するアンケート調査」 集計結果

調査
4

【調査概要】

(目的) 公共交通に関する満足度等を把握するとともに、鹿島市地域公共交通形成計画の内容について周知を行うことを目的とする。

(実施方法) 年齢 16 歳～ 85 歳を対象に 1,000 人を無作為抽出により選定を行い、アンケートを郵送、記入後は、同封する返信用封筒にて回収を実施する。

【集計結果】		(以下は回答者の割合)		
回答率	424 /1000	42.40%		
回答地区割合	鹿島地区	197 /465	42.40%	46.46%
	能古島地区	61 /122	14.39%	
	古賀地区	34 /100	8.02%	
	浜地区	25 /91	5.90%	
	北鹿島地区	44 /120	10.38%	
	七浦地区	44 /103	10.38%	
	未記入	19	4.48%	
回答性別割合	① 男性	170 /447	40.09%	
	② 女性	248 /553	58.49%	
	未記入	6	1.42%	
回答年齢割合	① 20 歳未満	25 /62	5.90%	
	② 20～29 歳	22 /106	5.19%	
	③ 30～39 歳	48 /127	11.32%	
	④ 40～49 歳	41 /129	9.67%	
	⑤ 50～59 歳	62 /147	14.62%	
	⑥ 60～64 歳	45 /88	10.61%	
	⑦ 65～69 歳	50 /98	11.79%	
	⑧ 70～74 歳	34 /60	8.02%	
	⑨ 75～79 歳	37 /78	8.73%	
	⑩ 80 歳以上	60 /105	14.15%	
	未記入	0	0.00%	

1. 調査 (アンケート) 内容】

お住まいはどちらですか？地区名をご記入ください。
(記入例：西牟田) ()

質問2 性別について教えてください。(該当するもののひとつに○)

性別 ① 男性 ② 女性

質問3 年齢について教えてください。(該当するもののひとつに○)
年齢 ① 20 歳未満 ⑥ 60～64 歳
② 20～29 歳 ⑦ 65～69 歳
③ 30～39 歳 ⑧ 70～74 歳
④ 40～49 歳 ⑨ 75～79 歳
⑤ 50～59 歳 ⑩ 80 歳以上

質問2

ご家族の構成（同居されている方）について教えてください。（該当するものひとつに○）

家族構成割合	①一人暮らし ②夫婦(二人)暮らし ③2世代家族(親子)暮らし ④3世代家族(親子孫)暮らし ⑤その他(上記に当てはまらない) 未記入	163 68 128 32 1	38.44% 16.04% 30.19% 7.55% 7.55% 0.24%
運転免許有無	①免許あり(日常運転する) ②免許あり(運転しない) ③免許なし ④免許なし(自主返納済) 未記入	303 18 85 15 3	71.46% 4.25% 20.05% 3.54% 0.71%
主な交通手段	①徒歩、自転車 ②自家用車(ご自分で運転) ③自家用車(家族等が送迎) ④バイク・スクーター ⑤その他タクシー ⑥病院・介護施設等の送迎 ⑦市内循環バス ⑧JR ⑨市内循環バス ⑩高津原のりあいタクシー ⑪その他 未記入	58 289 29 9 19 8 21 10 3 0 11 0	13.68% 68.16% 6.84% 2.12% 4.48% 2.36% 0.71% 0.00% 2.59% 0.00% ※ひとつを選択するように求めましたが、2つ選択してあるものがあり、割合は必ずしも、100とはならない。(入力は上から2つまで。3つ目以降は入力していない)

質問5

自動車運転免許の有無について教えてください。（該当するものひとつに○）

- ①免許あり(日常運転する)
②免許あり(運転しない)
③免許なし
④免許なし(自主返納済)

※④を回答された方 免許を自主返納した年齢：（　　）歳の時

主な交通手段	①徒歩、自転車 ②自家用車(ご自分で運転) ③自家用車(家族等が送迎) ④バイク・スクーター ⑤その他タクシー ⑥病院・介護施設等の送迎 ⑦市内循環バス ⑧JR ⑨市内循環バス ⑩高津原のりあいタクシー ⑪その他 未記入	58 289 29 9 19 8 21 10 3 0 11 0	13.68% 68.16% 6.84% 2.12% 4.48% 2.36% 0.71% 0.00% 2.59% 0.00% ※ひとつを選択するように求めましたが、2つ選択してあるものがあり、割合は必ずしも、100とはならない。(入力は上から2つまで。3つ目以降は入力していない)
--------	---	--	---

質問6

出かけるとき、主にどの交通機関を利用されますか。（主な移動手段として、該当するものひとつに○）

①徒歩、自転車	21	4.95%
②自家用車(ご自分で運転)	10	4.48%
③自家用車(家族等が送迎)	8	1.89%
④バイク・スクーター	9	2.12%
⑤その他タクシー	19	6.84%
⑥病院・介護施設等の送迎	3	1.36%
⑦市内循環バス	3	1.36%
⑧JR	0	0.00%
⑨市内循環バス	0	0.00%
⑩高津原のりあいタクシー	0	0.00%
⑪その他	11	2.59%
未記入	0	0.00%

（10とはならない。(入力は上から2つまで。3つ目以降は入力していない)）

質問7

あなたたは、路線バスや市内循環バス（納富分地区、高津原地区の住宅地及び主要施設を循環するバス）及び高津原のりあいタクシー（城内・高津原地区の住宅地、主要施設を循環するタクシー）が市民の足を維持するため、行政と交通事業者の協力により運行されていることをご存じでしたか？（該当するものひとつに○）

認知度	① 知っている ② 知らなかった 未記入	356 68 0	83.96% 16.04% 0.00%
補助への考え方	① 路線バスなどの運行は交通事業者が行うべきで、路線バスが減便・廃止されても、一切の補助をすべきではない、 ② 自動車等を利用できない高齢者や学生等の支援に、ある程度の補助は仕方がない、 ③ 積極的に補助を行い、新たに路線や運行本数を増やすなど、さらに便利な公共交通網をつくるべきである、 ④ 地域（利用者・事業者等）でお金を出し合ってでも、新たに路線や運行本数を増やすなど、さらに便利な公共交通網をつくるべきである、 その他 未記入	14 253 111 31 12 3	3.30% 59.67% 26.18% 7.31% 2.83% 0.71%
（その他の主な意見）	（その他の主な意見）		
	高齢者のみに積極的に補助を行い、新たに路線を増やし、便利な公共交通網をつくるべきである。		
①～④までのどちらともいえない。	⑤ その他		

質問8

あなたたは、路線バスなどの公共交通に行行政の予算から補助を行うことについてどうお考えになりますか。（該当するものひとつに○）

- ① 路線バスなどの運行は交通事業者が行うべきで、路線バスが減便・廃止されても、一切の補助をすべきではない、
- ② 自動車等を利用できない高齢者や学生等の支援に、ある程度の補助は仕方がない、
- ③ 積極的に補助を行い、新たに路線や運行本数を増やすなど、さらに便利な公共交通網をつくるべきである、
- ④ 地域（利用者・事業者等）でお金を出し合ってでも、新たに路線や運行本数を増やすなど、さらに便利な公共交通網をつくるべきである、
その他
未記入
- （その他の主な意見）
- 高齢者のみに積極的に補助を行い、新たに路線を増やし、便利な公共交通網をつくるべきである。
- ⑤ その他

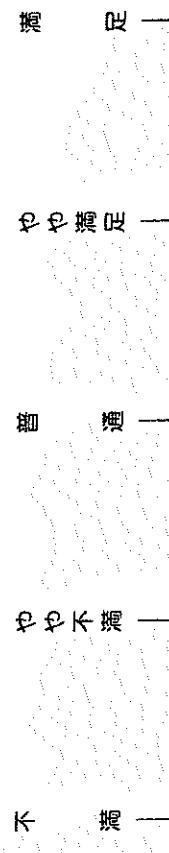
公共交通に対する方向性（基本方針）と計画目標を①～④のとおりに定め、住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを進めていきます。
①～④に対する満足度について、該当する項目に○を記入してください。

①

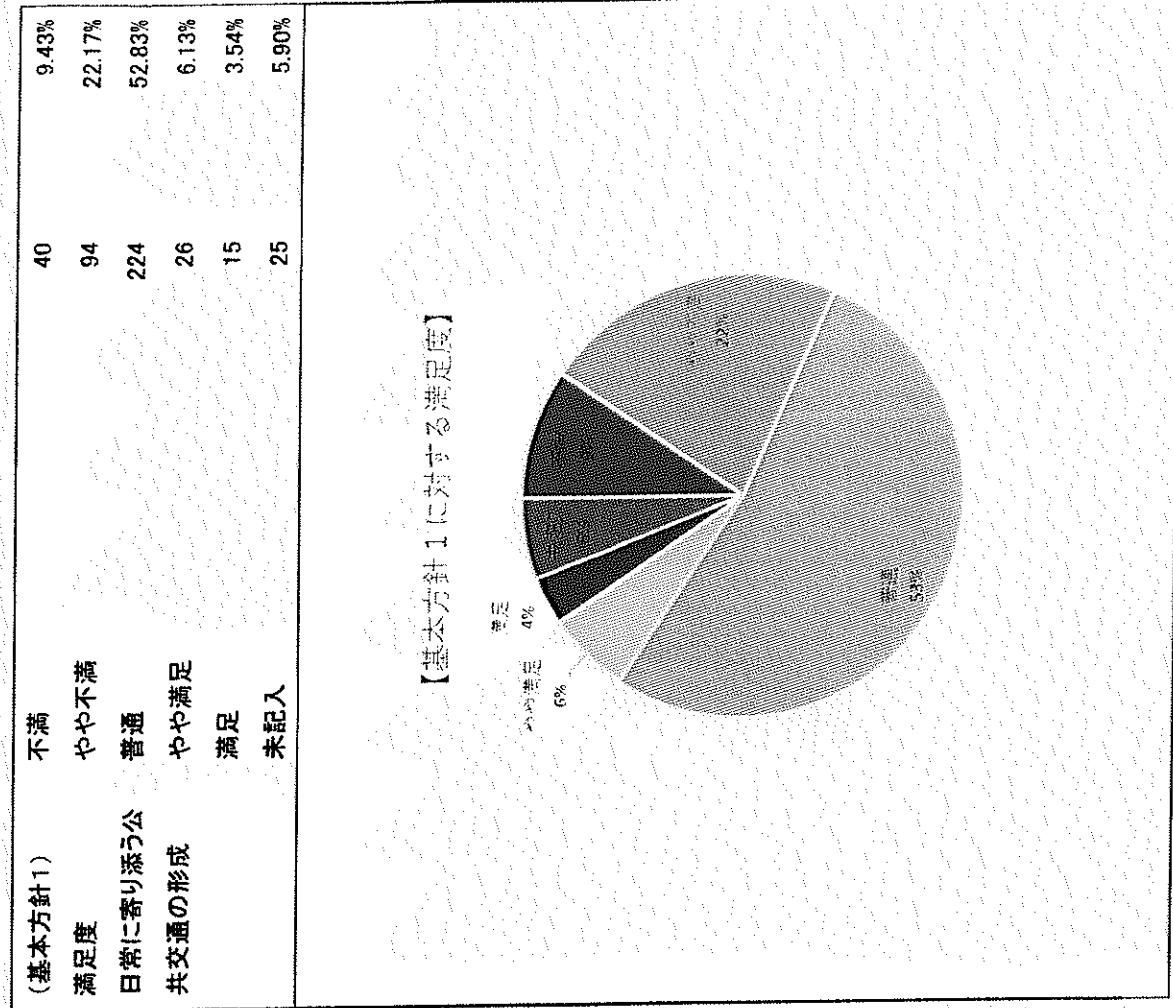
基本方針1	日常に寄り添う公共交通の形成
普段利用する買い物施設や病院、また目的毎の外出頻度など、それぞれの地域で、それぞれの生活スタイルがあります。使いやすい公共交通とは、それらの生活スタイルに合わせて運行することを考えます。本市においても、自家用車の利用頻度が高い市民の生活実態を踏まえ、現状に即した公共交通の形成を目指します。	
計画目標1	生活実態に合わせた公共交通網の再構築

上記の基本方針に基づき、市内路線の再編や乗り継ぎ強化、デマンドタクシー（※1）の運行の検討を実施していきますが、現在の公共交通体制に対しての満足度をお答えください。（該当するものひとつに○）

1-1 80-



※1 決まった時間を走るバスとは異なり、事前に登録を行い、予約があつた時のみ運行を行うものです。

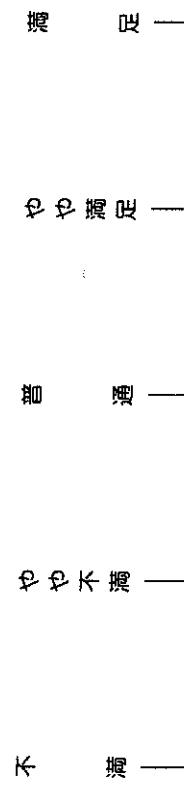


(基本方針2)	不満	49	11.56%
満足度	やや不満	118	27.83%
快適な公共交通環境の形成	普通	198	46.70%
境の形成	やや満足	24	5.66%
満足	満足	13	3.07%
未記入	未記入	22	5.19%

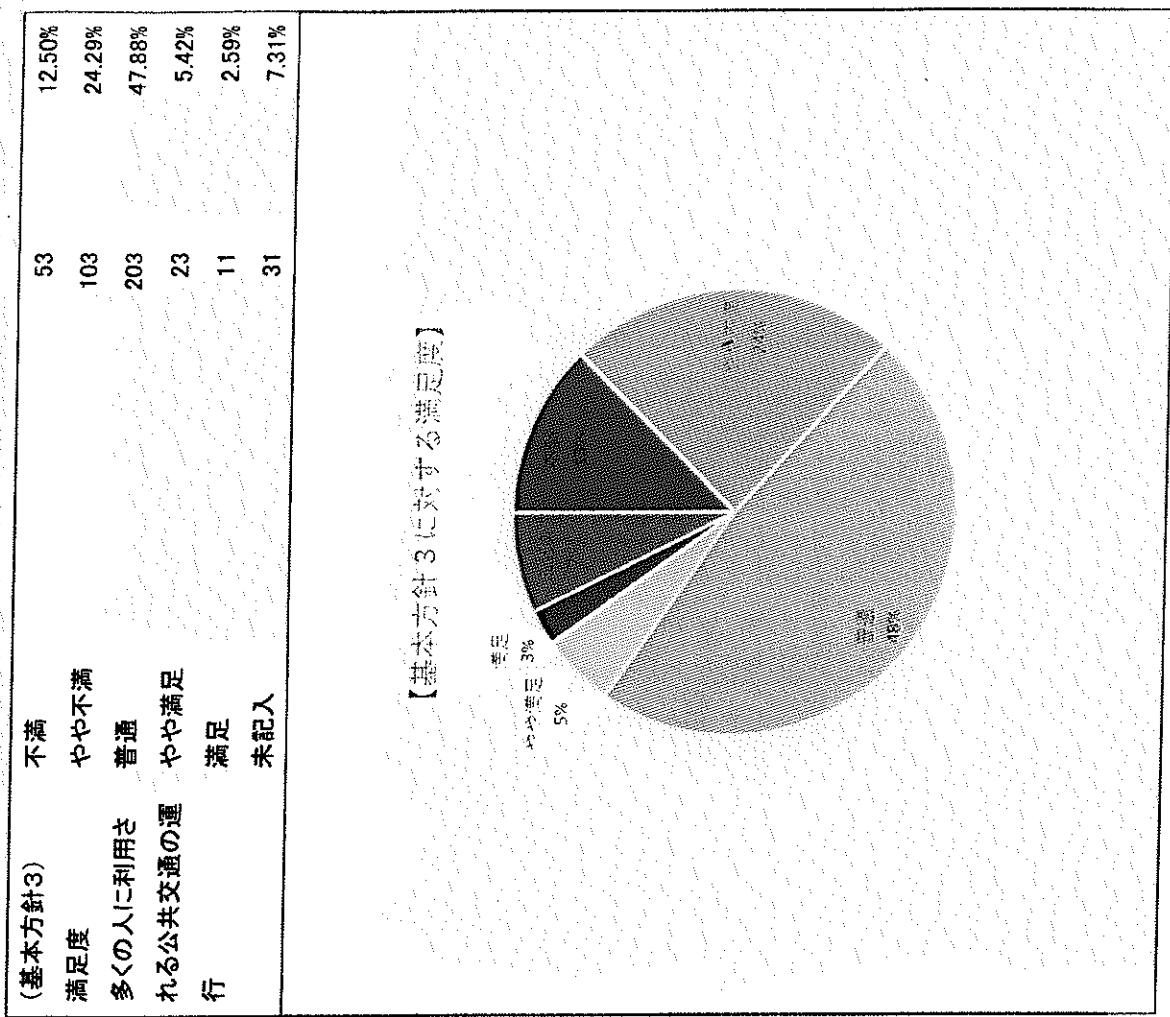
【基本方針2に対する満足度】

②	基本方針2	快適な公共交通環境の形成
		少子・高齢化社会が進展する昨今、ユニバーサルデザイン(※2)に配慮し、誰でも利用しやすい環境づくりが大切です。公共交通においても、子どもからお年寄りまで、誰もが「乗りやすく」、「待ちやすく」、「分かりやすい」ものとするために、待合所や車両の改善を図ります。
	計画目標2	利用しやすい公共交通空間の整備

上記の基本方針に基づき、待合室やバス停の整備を実施していきます
が、現在の公共交通空間（待合室やバス停など）に対しての満足度をお
答えください。（該当するものひとつに○）

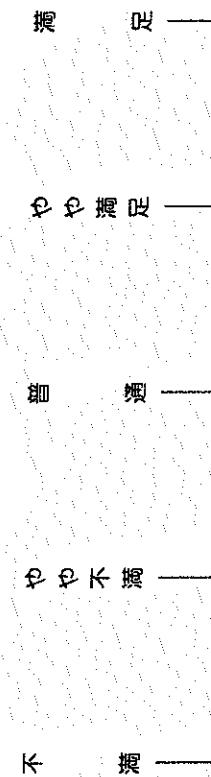


※2 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であ
るようと考えられたデザインです。



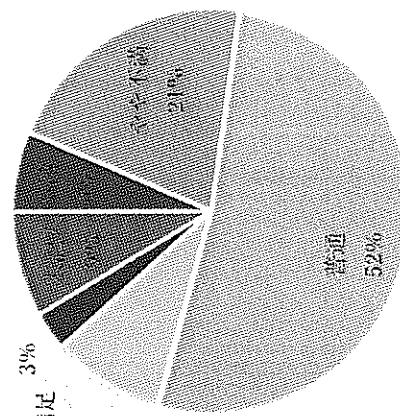
(3) 基本方針3	多くの人に利用される公共交通の運行
	高齢ドライバーの事故を未然に防ぎ、高齢者のみならず、多くの市民が安全に安心して生活できる環境を形成するために、公共交通の再構築とともに、公共交通の利用促進に努めます。
計画目標3	公共交通に関する利用促進策の実施

上記の基本方針に基づき、免許自主返納者に関連した割引制度の導入や公共交通に関する広報活動の展開を実施していくますが、現在の公共交通利用促進策に対しての満足度をお答えください。(該当するものひとつについ〇)



(④)	(基本方針4) 観光客が楽しめる移動環境の形成	満足度 観光客が楽しめる 移動環境の形成	不満 やや不満 普通 やや満足 満足 未記入	27 88 221 39 13 36	6.37% 20.75% 52.12% 9.20% 3.07% 8.49%
-----	-------------------------	----------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------	--

【基本方針4に対する満足度】



計画目標4 観光周遊に寄与する公共交通の構築

上記の基本方針に基づき、観光周遊に即したバス路線の検討や外国語サインの整備などを実施していくますが、現在の観光客に関連した公共交通サービスに対しての満足度をお答えください。（該当するものひとつに○）

満	足
普	通
や や	や や
不	満

上記の基本方針に基づき、観光周遊に即したバス路線の検討や外国語サインの整備などを実施していくますが、現在の観光客に関連した公共交通サービスに対しての満足度をお答えください。（該当するものひとつに○）

-21-

質問10 その他ご意見・ご要望等がございましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。
なお、本アンケートにてご提供いただいた個人情報は、個人情報保護法に基づき、厳正かつ適正に保存・管理し、目的以外に使用することはありません。

その他ご意見・ご要望等(主な意見・要望等)

質問8 補助への考え方のその他の欄に記載のあつた意見(自由記載扱い)

市外の病院に通っている方もおられます、「病院行き」の時間帯はバスが運行してもらっていますので助かっています。バス停もよくなりました。寒くなく乗客への配慮を感じています。	80代 女性 七浦地区	20代 女性 能古見地区	70代 女性 七浦地区
山間地区の交通網をもう少し考えてほしい。(老夫婦、老人一人暮らし)	60代 女性 鹿島地区	現在のバス停の位置など見直す地域もあるのでは?	60代 男性 鹿島地区
今は路線バス利用者が少數のため今のままで良いのかと思っております。	70代 女性 鹿島地区	市内循環バスがあることを知っている人が周りに少ない。もっと知る人、利用する人が増えたらよいと思います。気軽に利用できるよう!にしたい。	70代 女性 浜地区
公共交通に地域差があつてはいけないと思います。一番困るのは学生や高齢者です。2世代家族、3世代家族であつても利用を必要とする時間帯に家族が送迎できるとは限りません。鹿島市においては主に学生や高齢者等に対しての交通機関だと思います。	20代 女性 能古見地区	客数が少ないので、バスの小型化をした方が良いと思う。	60代 男性 鹿島地区
学生の生活に合ったバスの運行(学校の下校時間や電車の到着時間等)を行うべきではないでしょうか?一人でも困っている人がいたら見直しを行い改善していってほしいと思います。	50代 女性 鹿島地区	持続するシステムとなるように若者の通勤通学を巻き込んだ内容で検討して欲しいです。	70代 女性 古枝地区
市内循環バスは不便。本当に必要な人(高齢者・免許返納者など)にタクシー割引券やチケットを渡したほうが良い。	70代 男性 鹿島地区	鹿島市は他の市に比べて高齢者の免許返納者に対するサービスが少ないとと思う。交通手段のない高齢者の対応をもっとと考えるべきだと思います。外国人よりも先に市民を優先してほしい。	50代 女性 鹿島地区

1時間に1本もないバス停もあり、お年寄りが椅子もないでの、地面に座つて待つてあるのを見かける。祖母は帰りに荷物があると、結局バスに乗れないからタクシーがないと言っています。タクシーの方がバスよりも使用勝手が良いので、空のバスを市内に巡らすより、のりあいタクシーをもど増やした方がお年寄りには良いと思う。料金も市内一律とか。

個人的には車を運手するので不便はないのですが、免許を持つない方やお年寄りの方などにとっては公共交通の選択肢が少ないように感じます。

現在 74歳で鹿島市内車運転していますが、早めに自主返納するつもりです。市内循環バスやのりあいタクシーが浜町まで廻してもらえるか心配です。(病院、買物)

現在 74歳で鹿島市内車運転していますが、早めに自主返納するつもりです。市内循環バスやのりあいタクシーが浜町まで廻してもらえるか心配です。(病院、買物)

現在のバス停の位置など見直す地域もあるのでは?

市内循環バスがあることを知っている人が周りに少ない。もっと知る人、利用する人が増えたらよいと思います。気軽に利用できるよう!にしたい。

客数が少ないので、バスの小型化をした方が良いと思う。

持続するシステムとなるように若者の通勤通学を巻き込んだ内容で検討して欲しいです。

鹿島市は他の市に比べて高齢者の免許返納者に対するサービスが少ないとと思う。交通手段のない高齢者の対応をもっとと考えるべきだと思います。外国人よりも先に市民を優先してほしい。

質問10 意見・要望等(自由記載)

免許返納者に対して割引制度が古い。タクシーなら20%、路線バスなら30%くらいの大幅ダウンをしないとなかなか返納しないと思う。まして永久的にしないとダメだ。	70代 男性 鹿島地区
--	-------------

<p>路線バスの本数が少なすぎる。高齢者がバスで通院使用としても帰りのバスがなく、次の時間まで2時間待ちという状況。鹿島でも街の方は循環バスやのりあいタクシーなどあるのだろうが、少し中心地から離れると非常に便が悪い。免許証返納せず、危ない運転をしている高齢者が少しでも少なくなるよう交通の便を整えてほしい。</p>	<p>行政が補助して一定の運行を維持することも必要なのかかもしれないが、赤字をされ流すだけではなく、利用しないと減便や廃止になることを住民へ説明して、実際に赤字が大きすぎる路線は廃止、減便などの見直しをすべきである。</p>	<p>地域の人々の生活にそつた交通機関であつてほしい。そのためには、学生や高齢者的生活状況の把握(土曜日・日曜日を含め)が必要だと思います。今の現状は交通機関に私たちが合せないといけない状態、不自由です。皆がどういう事に毎日の生活で困っているのか意見を聞くべきです。そうしないと若者がいなくなってしまうと思います。観光客に関しては、当事者の意見が大事だと思います。</p>	<p>JRも本数が少なく、待合室も早朝は閉まつていて寒い中老人や学生が外で待っています。電車の運行時間帯は待合室が利用できるようにお願いして欲しい。</p>	<p>バス停は、夏は炎天下で暑く、冬は吹きさらしに凍える所ばかり。お年寄りにもつと利用してもらおうなら、もっと優しい(色々な意味で)バス停を作ってください。</p>
---	--	--	--	--

<p>バス停、時刻表など、英語表記を入れた方がベター。また、バスの行き先なども日本語(漢字)に加え、番号表示した方が、外国人にも判り易いと思します。</p>	<p>公共交通(主にバス)がどのくらいの頻度(時間)で、どの路線を走っているか知りません。ですので、あまり利用しようと思う機会がありません。もう少しくさん情報があると利用することもあるかも知れません。</p>	<p>災害時の交通機関についても考えても良いのでは。バス利用は不便だとと思(思い込み)い、ついタクシーを呼んでしょう。</p>	<p>本当は通勤時に公共交通を使いたいが、料金が高い、本数も少ないので利用しづらい。</p>	<p>バスの運行の時刻とJRの駅の時刻は乗り継ぎしやすく、という設定してほしい。</p>	<p>事前に登録を行い、予約があつた時のみ運行を行うものでは、便利さに欠けると思います。もっと良い方法を考えるべきでは?</p>	<p>鹿島市の高齢者ドライバーの交通マナーが非常に悪い。合せて警察と協力して交通マナーアップに取り組んで頂きたい。</p>
--	--	---	--	--	--	---

議案書／第1回協議会

協議1 市内公共交通路線再編（案）について

H29. 3月に策定した鹿島市地域公共交通網形成計画に基づき、交通事業者等と協議し、前回開催した鹿島市地域公共交通会議・活性化協議会において、再編案を承認、地元説明を経て以下のとおり交通路線の再編を行いたい

●生活交通路線について

○) 祐徳線

①時刻変更：別紙のとおり

1) 太良線・・・別紙Ⅰ

①路線変更：石木津～国道444号線（ドラモリ・コメリ前、ララベル前）～末光～鹿島市役所・エイブル前～鹿島中川
(午前2便・午後2便)、他現行のまま

②新規停留所：ドラモリ・コメリ前、ララベル、(末光,) 鹿島市役所・エイブル前

新	ドラモリ・コメリ前 ※復路:循環バス停留所有	往：大字納富分甲 110番地1 の地先
		復：大字納富分甲 215番地4
新	ララベル	往：大字納富分3653番地2
		復：大字納富分3654番地6
新	鹿島市役所・エイブル前 ※復路:循環バス停留所有	往：大字納富分2643番地1
		復：大字納富分2719番地1

④路線・時刻：別紙のとおり

⑤運賃：別紙のとおり

●廃止路線代替バス路線について

2) 新籠線・・・別紙Ⅱ

①路線変更：路線廃止、デマンド型交通へ移行

②撤去停留所：新籠、常広、学校前、無量院前、新籠入口、(乙丸西、鹿島本町西、鹿島バスセンター)

3) 広平線・・・別紙Ⅲ

①路線変更：路線廃止、デマンド型交通へ移行

②撤去停留所：広平、中広平、宮の前、広平入口、金原、(中川内分校前、山下、山下入口、東木庭、御嶽神社前、三河内、高仙寺、大木庭、大木庭入口、大井手、川原入口、農協前、辻宿、行成、末光、鹿島市役所前、中川、公園入口、鹿島新町、鹿島バスセンター)

4) 大野線・・・別紙IV

- ①時刻変更：1日5往復に減便（現行6往復）※復路のみ有、土休み便有
- ②路線・時刻：別紙のとおり

5) 能古見線（柿原・尾崎線）・・・別紙V

- ①路線変更：一部（柿原・尾崎間）路線廃止、デマンド型交通へ移行
- ②撤去停留所：柿原、中木庭ダム
- ③路線・時刻：別紙のとおり

6) 山浦線（長野線）・・・別紙VI

- ①時刻変更：月・水・金の曜日運行、1日2往復に減便
- ②停留所変更：「鹿島市役所前」を「鹿島市役所・エイブル前」に変更

旧	鹿島市役所前	往：大字納富分2643番地1
		復：大字納富分2778番地
新	鹿島市役所・エイブル前 ※復路：循環バス停留所有	往：大字納富分2643番地1
		復：大字納富分2719番地1

- ③路線・時刻：別紙のとおり

7) 奥山線・・・別紙VII

- ①路線変更：古枝小学校～県道奥山鹿島線（久保山、誕生院前、執行分）～泉通り
- ②新規停留所：（久保山、誕生院前、執行分）
- ③撤去停留所：（大村方、工業団地入口、浜三ッ角、石木津、しめご橋、鹿島農協入口、小舟津）
- ④路線・時刻：別紙のとおり
- ⑤運賃：別紙のとおり

8) 矢答線・・・別紙VIII

- ①時刻変更：月・水・金の曜日運行、1日2往復に減便
- ②路線・時刻：別紙のとおり

●市内循環バス路線・のりあいタクシーラインについて

9) 市内循環バス・・・別紙IX

- ①路線変更：公園入口（佐賀西信用前）～県道山浦肥前鹿島停車場線（幸通り、道場前、鹿島小学校前、体育館前）～西部中学校前、他一部経路変更あり
- ②新規停留所：（幸通り、道場前、鹿島小学校前、体育館前）
- ③撤去停留所：行成公民館、九州労働金庫前
- ④路線・時刻：別紙のとおり

10) 高津原のりあいタクシー（高津原線）・・・別紙X

①路線変更：旧公民館～中ノ谷～犬塚病院、他一部経路変更あり

②新規停留所：中ノ谷

⑧	中ノ谷	大字高津原470番地1の地先
---	-----	----------------

③撤去停留所：天神様前、鷺ノ巣

④路線・時刻：別紙のとおり

⑤その他：全線でフリー降車を実施する（現行一部区間のみ）

11) 予約型のりあいタクシー（北鹿島線）・・・別紙XI

①新規停留所：旧農村婦人の家、無量院前、金剛園駐車場、志田病院（こもれび前）、
あんくる夢市場、（鹿島駅前）

①	旧農村婦人の家	大字常広541番地
②	無量院前	大字井手2076番地3
③	金剛園駐車場	大字井手442番地2
④	志田病院（こもれび前）	大字中村2132番地1
⑤	あんくる夢市場	大字高津原4045番地1

②路線・時刻：別紙のとおり

③運行計画：週3回の2往復とし、乗降箇所、発着時刻及び事前登録等の要領は別
紙のとおりとしたい。

12) 予約型のりあいタクシー（能古見線）・・・別紙XII

①新規停留所：（三河内、大井手、農協前、ララベル）

②路線・時刻：別紙のとおり

③運行計画：週3回の2往復とし、乗降箇所、発着時刻及び事前登録等の要領は別
紙のとおりとしたい。

協議2

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成29年8月 日

(名称) 鹿島市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

鹿島市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鹿島市における公共交通は、現在路線バス、市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び鉄道（JR長崎本線）で構成される。路線バスは、山間部と市街地を結ぶ廃止代替路線と当市とその他市町を結ぶ生活交通路線がある。市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、交通弱者の生活するための移動手段の確保と交通空白地域の解消を目的とし、平成22年10月から地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、市内の主な病院、商業施設と交通空白地域を周回運行している。

特に、市内を走るこれらのバスは、交通弱者にとって生活の足として大きな役割を担っており、これから超高齢化社会に向けて移動手段の確保は、重要な課題である。

そのため、平成21年度に策定した「鹿島市地域公共交通総合連携計画」と整合性を取りながら、これらの交通網について、より住民ニーズに沿った形で見直しを加え、より便利な交通網の確立を図らなければならない。

そこで、交通空白地域を解消し、交通弱者の生活の足として定着を図るため、市内循環バスと高津原のりあいタクシーを継続運行し、新たに予約型のりあいタクシー（デマンド型交通）を新たに運行することで市民（特に交通弱者）が安心で便利な交通網の確立を図ることが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1) 事業の目標

市民（特に交通弱者）の移動手段を確保し、既存資源を利用した効率的かつ利便性を維持した公共交通ネットワークの構築のため、平均乗車数について以下のような目標を設定する。

	(H29年度※)	(H30年度)	(H31年度)	(H32年度)
市内循環バス	1.87人/1便	2.00人/1便	2.10人/1便	2.20人/1便
高津原のりあいタクシー	0.80人/1便	1.00人/1便	1.10人/1便	1.20人/1便

※参考：H29年度実績値（H29.7時点）

（鹿島市地域公共交通網形成計画 P62 参照）

（2）事業の効果

循環バスと高津原のりあいタクシーを継続運行し、予約型のりあいタクシーを新たに運行することで、以下の効果が期待される。

1. 交通弱者に対する移動手段が確保できる。
2. 市内の主要拠点・交通結節点へのアクセスが確保され、利便性の向上が図られる。
3. 需要の高い交通空白地域に対する公共交通網を確保できる。
4. 公共交通の情報提供等により、新たな需要を創出できる。
5. 運行コストや地域からの協力を考慮した持続可能な公共交通網を構築できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市内路線（廃止代替路線）の再編（協議会、事業者）
- ・周辺地域を対象としたデマンドタクシーの運行の検討（協議会、事業者）
- ・市内循環バス、高津原のりあいタクシーの再編の検討（協議会、事業者）
- ・公共交通機関同士の乗り継ぎ強化（交通結節点形成に向けた運行ダイヤの設定、統一した乗り継ぎ時刻表及びホームページの作成）（協議会、事業者）
- ・施設所有者との連携による待合室の設置（協議会、事業者、施設所有者）
- ・免許自主返納に関連した割引制度の導入（鹿島市、事業者、警察署）
- ・公共交通に関する広報活動の展開（協議会、事業者、観光協会、商工会議所、老人クラブ）

（鹿島市地域公共交通網形成計画 P51 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①路線図

別添 路線図 参照

②予定している時刻表・運行期間

別添 時刻表 参照

③運送事業者の決定方法

運送事業者の選定に当たっては、平成22年10月からの実証運行での、ガイドラインに基づき、利用者の利便性、緊急時の対応能力を考慮するとともに、地元の交通事情に熟知し、既存路線との調整が容易な市内のバス事業者1社、タクシー事業者1社を選定した。また、市内循環バスと高津原のりあいタクシーを運行するにあたり、当協議会の構成員として、積極的に協議参加、協力していただいている。

本事業を実施するに当たり、市のHPに運送事業の計画を掲載するなどして一定期間公開を行った上で、これまでの運行実績や本事業へのスムーズな移行及び継続運行による利用者の安心感、親密感を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、鹿島市随意契約取扱要領第3条第3項の規定に基づき、市内循環バスを祐徳バス株式会社、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを有限会社再耕庵タクシーと随意契約をする。

④補足資料

市内循環バスは、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設、公共機関を循環する路線を設定した。また、鹿島バスセンターで路線バスや幹線バス路線と接続させた。

高津原のりあいタクシーの高津原線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定した。また、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

予約型のりあいタクシーの北鹿島線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定し、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させ、能古見線では、交通空白地区の居住地域と商業施設を往復する路線を設定し、「ララベル」停留所で、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

鹿島市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

祐徳バス株式会社
有限会社 再耕庵タクシー

**7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

該当なし

**8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

**9. 別表1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準する生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

**10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 協議会の開催状況と主な議論

- 第2回 平成28年10月21日 平成28年度決算報告、平成29年度事業計画及び予算承認
第3回 平成29年1月10日 地域公共交通網形成計画基本方針（実施計画）及び計画目標（数値目標）承認
第4回 平成29年3月7日 地域公共交通網形成計画決定、平成30年度からの実施事業承認
第1回 平成29年8月8日 運行計画協議、生活交通確保維持改善計画承認

16. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には、市民や利用者の代表として、市区長会、老人クラブ連合会、鹿島市PTA連合会、市内小中学校代表者、鹿島商工会議所の代表者が入っており、事業計画等に対しても意見等を反映して作成した。

17. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	佐賀県 地域交流部 新幹線・地域交通課 身近な移動手段確保推進室
関係市区町村	鹿島市 総務部 企画財政課
交通事業者・交通施設管理者等	祐徳バス株式会社 有限会社再耕庵タクシー 鹿島警察署交通課 杵藤土木事務所管理課 九州旅客鉄道株式会社 佐賀県バス・タクシー協会 鹿島市（都市建設課）
地方運輸局	国土交通省 九州運輸局 佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	鹿島市区長会 老人クラブ連合会 鹿島市PTA連合会 市内小中学校代表者 鹿島商工会議所 公共交通運転手（祐徳バス株式会社バス運転手）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県鹿島市大字納富分 2643-1

(所 属) 鹿島市役所 総務部 企画財政課

(氏 名) 宮崎 剛史

(電 話) 0954-63-2101

(e-mail) tsuyoshi-miyazaki@city.saga-kashima.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フイーダー系統)

30年度

市町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統		系統 キロ程 (循環)	計画運 行日数	計画運 行回数	再編 特例措 置	運行態様の 別	地域内フイーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)	
			起点	経由地						接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
鹿島市	祐徳バス株式会社 有限会社 再耕庵タクシー	(1) 市内循環線	鹿島BC	市役所 エイブル	鹿島BC	294 日	1,764 回		路線定期	①	③
		(2) 高津原線	かんらん	中ノ谷	鹿島駅前	往 6.9 km 復 6.9 km	149 日	596 回	路線定期	①	③
		(3) 北鹿島線	北鹿島 東部地区		鹿島駅前	往 km 復 km	85 日	170 回	区域	①	③
		(4) 能古見線	広平・中 木庭地区		能古島	往 km 復 km	85 日	170 回	区域	①	①
		(5)									
		(6)									

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することと、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フイーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ(○)を記載する。
4. 「運行態様の別」については、地域内フイーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フイーダー系統が接続する補助対象地域及び運行ダイヤを添付すること。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鹿島市
(単位:人)	
人口集中地区以外	20,114
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
20,114	対象人口 × 150円 + 240万円	5,417,000

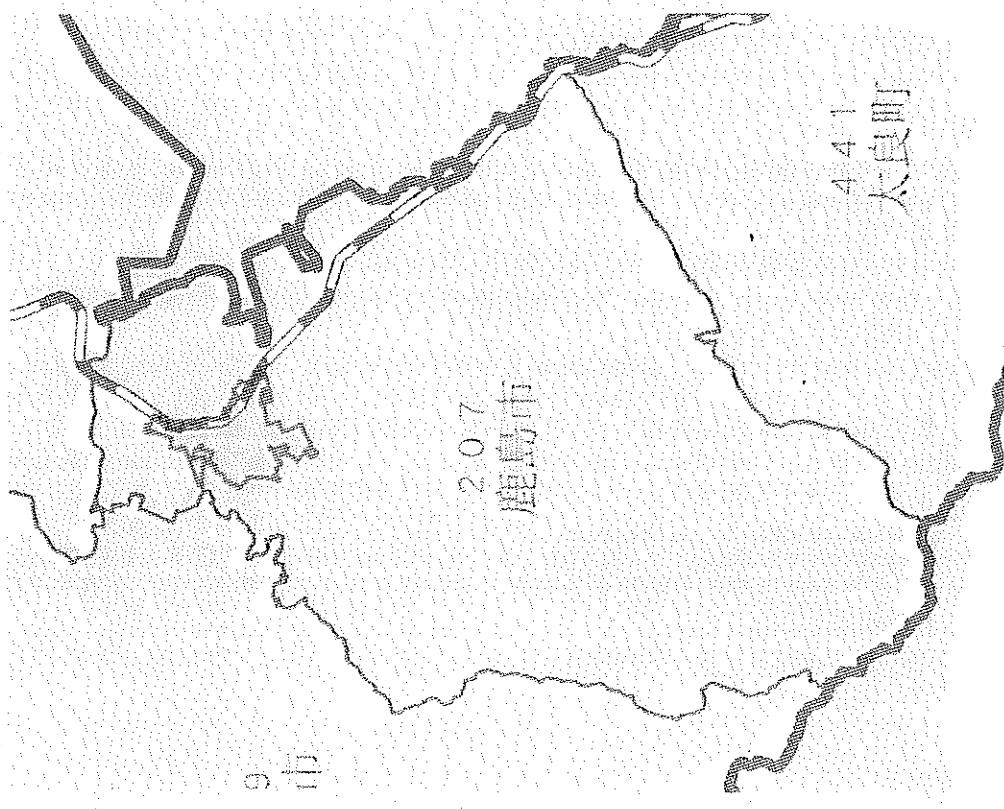
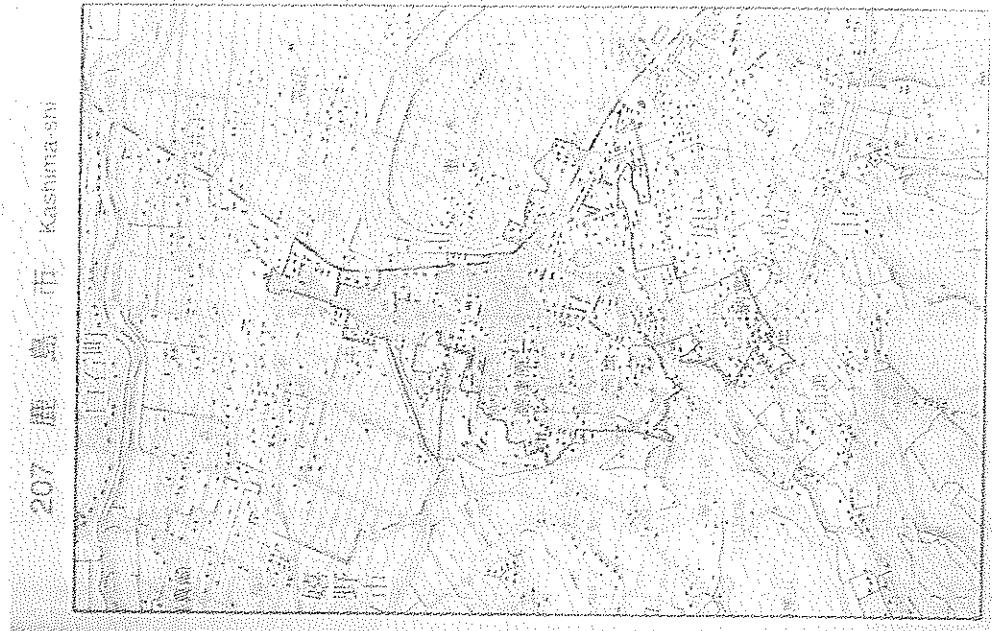
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)(4))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

鹿島市人口集中地区（平成27年国勢調査報告書）



協議3

平成30年度事業計画（案）

事業期間

平成29年10月1日～平成30年9月30日

前年度からの変更点

- ・市内路線再編に伴うルート、時刻、便数等の変更
- ・市内循環バスの路線を変更し、運行を継続（H29.10～）
- ・高津原のりあいタクシーの路線を変更し、運行を継続（H29.10～）
- ・予約型のりあいタクシーを新たに運行開始（H29.10～）
- ・協議会が運行する公共交通機関共通回数券及び乗継割引の運用開始
- ・既存待合室の改修

（老朽化したバス停ベンチの交換など年間1箇所を目標に継続する。）

日時	事業名
平成29年10月2日～7日	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー学生・高齢者等無料運行
平成29年10月	鹿島市地域公共交通会議及び 鹿島市地域公共交通活性化協議会
平成30年3月	鹿島市地域公共交通会議及び 鹿島市地域公共交通活性化協議会
平成30年6月（梅雨時期）	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー学生・高齢者等無料運行
平成30年6月	鹿島市地域公共交通会議及び 鹿島市地域公共交通活性化協議会
平成30年6月	生活交通確保維持改善計画申請書提出

平成30年度 鹿島市地域公共交通活性化協議会予算(案)

(平成29年10月1日～平成30年9月30日)

【歳入】

款	項	目	金額(千円)	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	3,400	鹿島市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	498	県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	2,031	見込み額
4 諸収入	1 諸収入	1 雑収	200	回数券売上げ(見込み)
計			6,129	

【歳出】

款	項	目	金額(千円)	備 考
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	0	
		2 事務費	0	
2 事業費	1 事業推進費	1 事業費	2,860	市内循環バス委託料 1,021,928 高津原のりあいタクシー委託料 143,900 予約型のりあいタクシー委託料 893,654 待合室改修 500,000 使用済回数券精算金 200,000 消耗品費等 100,000
3 予備費	1 予備費	1 予備費	3,269	
計			6,129	

協議4 市内公共交通共通回数券及び乗継割引（案）について

1) 市内公共交通共通回数券の発行について

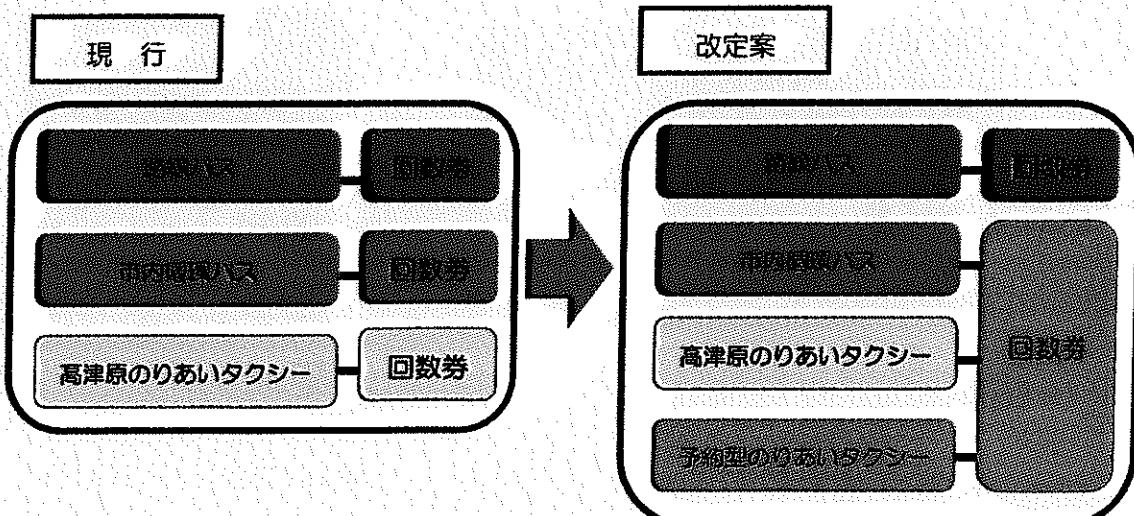
現 行) 市内循環バス回数券、高津原のりあいタクシー回数券

- ①販売場所 市役所、営業所、車内
- ②販売価格 1,000円(12枚)、3,000円(40枚)
- ③そ の 他 •路線バス、循環バス、のりあいタクシーとの相互利用はしない

改定案) 市内公共交通共通回数券

- ①販売場所 市役所、営業所、車内
- ②販売価格 1,000円(12枚)、3,000円(40枚)
- ③そ の 他
 - 路線バスとの相互利用はしない
 - 循環バス、のりあいタクシー(高津原・予約型)での相互利用可能
 - 平成29年10月から運用を開始
 - 現行の未販売分の回数券については効力をなくすこととし、事務局(市)で回収し廃棄処分を行う
 - 販売済の回数券については引き続き使用可能(その分の収入については、事業所の運行売り上げに計上されていることから、当該回数券利用分については、これまでと同様に各運行経費から差し引く)
 - 共通回数券の売り上げは事務局(市)で管理し、後日精算する
 - 共通回数券に係る運賃収入については、バス事業者が収受するよう事務手続きを行う

④イメージ図



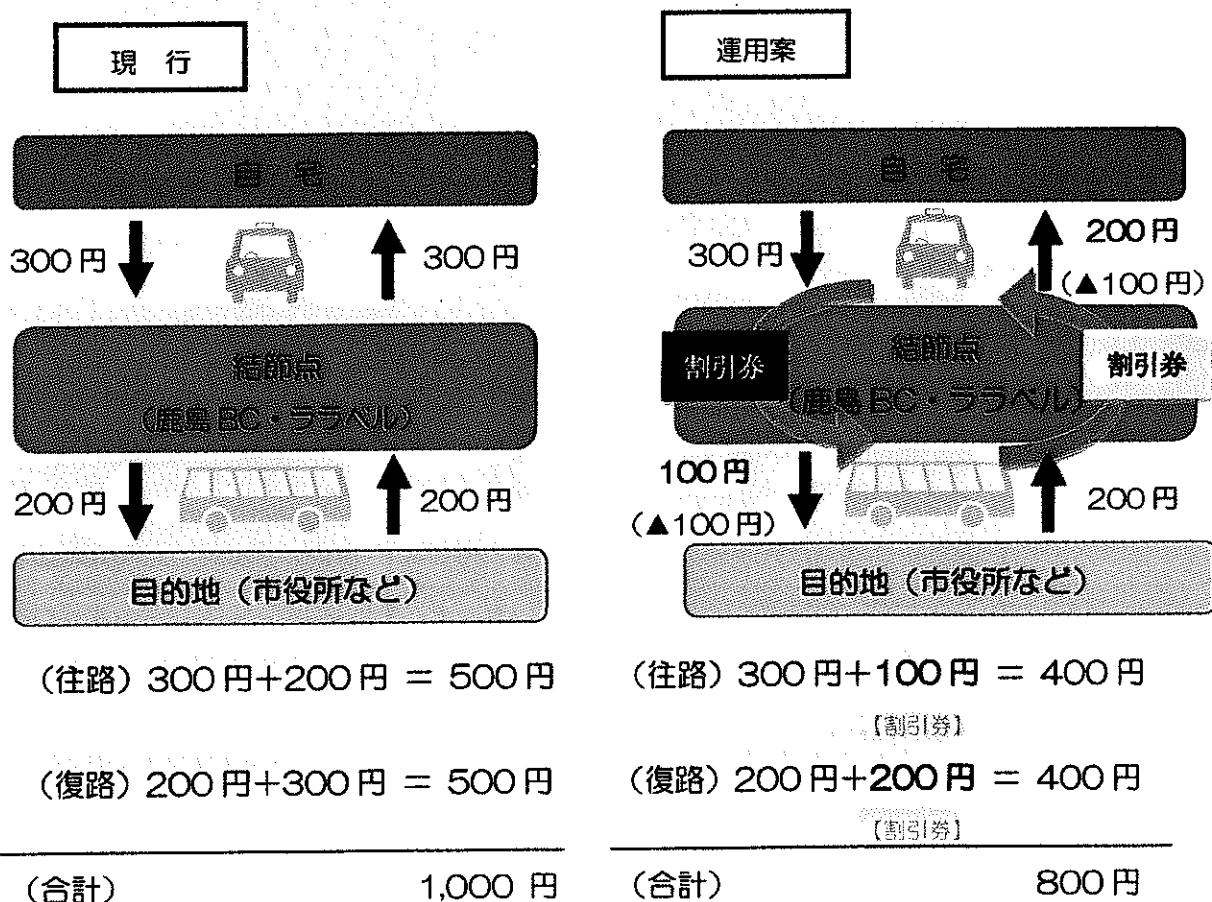
2) 市内公共交通乗継割引の運用開始について

現 行) 市内公共交通機関同士で異なる路線等に乗り継いでも割引制度はない

運用案) 市内公共交通機関同士での乗り継ぎに割引制度も新設し、利便性の向上と利用者増につなげる。

- ①割引適用 循環バス↔のりあいタクシー（高津原・予約型）の乗り継ぎ乗車
- ②割引額 1回 100円
- ③その他
 - ・循環バス↔循環バス、のりあいタクシー↔のりあいタクシー（往復利用）対象としない
 - ・乗り継ぎ前の降車時に、運転士から『乗り継ぎ券』をもらう
 - ・乗り継ぎ先の支払い時に、『乗り継ぎ券』と割引分を差し引いた運賃を支払う
 - ・当日限り有効で、1回1枚のみ使用可能
 - ・平成29年10月から運用を開始
 - ・乗継割引による運賃補填について行わず、委託費で支払うものとする

④イメージ図



協議5 市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーの無料期間の実施（案）について

例年、市内循環バス・高津原のりあいタクシーの利用促進のため、運行事業者の協力により期間を定めて無料運行を行っているが、今年度新たに運行する予約型のりあいタクシーも合わせ、利用促進のため次の通り行いたい。

1. 無料運行期間 10月2日（月）～10月7日（土）
市内循環バス 6日間（月～土）
高津原のりあいタクシー 3日間（火、木、土）
予約型のりあいタクシー（北鹿島線及び能古見線）
3日間（月、水、金）
2. 無料対象者 学生（小学・中学・高校生）※在学中
高齢者（満65歳以上）※昭和27年（1952年）以前の生まれの方
障がい者（身体障がい者・療育・精神保健福祉手帳の交付を受けている方）
3. 対象者の判定 基本学生証、保険証、障がい者手帳等による要件確認を行う
※小中学生など明らかに無料対象者と判断できる場合は、年齢確認等は要さない
4. 期間中の運賃 対象者が利用する全便全路線について無料
(10月に実施する乗車人数分の運賃については各運行事業者負担し、6月に実施予定の無料乗車人数分の運賃については、協議会（市）の負担とするよう調整する)

